

議員派遣について

地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により次のとおり議員を派遣する。ただし、議決した内容に変更を生じた場合は、議長において内容を変更し、決定することができる。

平成30年12月14日提出

記

衣浦五市議会議長会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 碧南市
- (3) 派遣期間 平成31年1月30日(1日間)
- (4) 派遣議員 渡辺昭司議員

知多五市議会議長会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 知多市
- (3) 派遣期間 平成31年2月7日(1日間)
- (4) 派遣議員 渡辺昭司議員

愛知県市議会議長会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 小牧市
- (3) 派遣期間 平成31年2月8日(1日間)
- (4) 派遣議員 渡辺昭司議員